

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第41号

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第18条第2項の規定に基づく，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は，18人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成29年7月20日から施行する。ただし，総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に係る手続きは，施行日前においても行うことができる。

（総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 総社市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条，第3条関係）				別表第1（第2条，第3条関係）			
職 名	区 分	報 酬		職 名	区 分	報 酬	
		日 額	月 額			日 額	月 額
略				略			
農業委員会委員			30,000	農業委員会委員		30,000	
農業委員会農地利用最適化推進委員			25,000				
略				略			